

○外為法は、外国投資家からの本邦企業の経営への影響力に着目し、国の安全等の観点から問題がないかどうかを審査等する仕組み。このため、影響力を行使し得る一定の行為を「対内直接投資等」として規定。

○上場株式の株式取得については、発行済株式総数又は議決権総数に占める割合のいずれかが1%を超える場合を対内直接投資等としている。

→株主の会社への影響力行使は、議決権の行使による場合のほか、例えば、無議決権株を一定数保有する場合に会社への資金提供者として影響力を行使する場合なども想定されるため、発行済株式総数を基準とした規制も行っている。